

## 第6章 検査

主任技術者は、給水装置工事において、使用した材料が構造・材質基準に適合していることの確認をするとともに、適切な施行方法の指導監督、関係法令等に定められた事項の遂行及び、完成図面・給水装置台帳(様式第10号)・給水装置工事しゅん工検査願(様式第8号)・給水装置設置工事確認表・工事写真を作成し市に提出するなどの必要な作業を終了させ、市の検査を受けなければならない。

### 1 しゅん工書類

#### (1) 給水装置台帳(しゅん工届)

- ① 方位が記入されていること。
- ② 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。
- ③ 道路など付近の状況がわかりやすいこと。
- ④ 隣接家屋の境界が記入されていること。
- ⑤ 既設給水管の管種、口径が記入されていること。
- ⑥ メーター止水及び弁等のオフセットが記入されていること。
- ⑦ 平面図、断面図が整合していること。
- ⑧ 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。
- ⑨ 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。
- ⑩ 構造、材質基準に適合した適切な施行方法がとられていること。

#### (2) 提出書類

- ① 提出書類に記載する事項については、記載漏れのないようにすること。また、印鑑等の捺印漏れのないようにすること。
- ② 事前に給水装置係に問い合わせておく事項等がある場合は、提出までに問い合わせておくこと。

#### (3) 写真

- ① 既設管及び給水管の配管状況が確認できること。
- ② 分岐における分水栓建て込み(穿孔時)及び、スリープ(コア)挿入が確認できること。
- ③ 穿孔時にホース等での切粉抜き状況が確認できること。
- ④ 給水管の埋設深さが確認できること。
- ⑤ 各層ごとの埋戻し及び、仮復旧が確認できること。
- ⑥ 耐圧試験状況を確認できること。

## 2 現地検査

### (1) 主任技術者が行う検査

- ① 給水工事完了後は、管内及び給水用具の洗浄を行い、給水装置設置工事確認表(様式第11号)に基づ自主検査を行うこと。
- ② 作業を全て完了した後、市のしゅん工検査を受けなければならない。  
竣工検査により不備の指摘を受けた場合は、速やかに指摘箇所を改善し、市へ届け出て再検査を受けなければならない。
- ③ 市が行うしゅん工検査が円滑に進められるように主任技術者は、関係者及び市との日程調整を行った上で、必要に応じた工具、資料等を準備して現場立会いに臨むこと。

## 3 水の使用開始

検査完了時に使用者及び使用時期等が確定又は未確定の場合。

### ① 確定の場合

使用者の要望により開栓を行う。

### ② 未確定の場合

閉栓をし、現在水道が閉栓中であることを通知文(赤紙)でお知らせし、後日使用者から開栓依頼を受けた後開栓作業を行う。

## 第7章 委任

この基準に定めのない事項については、部長が別に定める。

### 附 則

この基準は、平成10年4月1日から適用

### 附 則

この基準は、平成13年4月1日から適用

### 附 則

この基準は、平成16年1月1日から適用

### 附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用

### 附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用

### 附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用